

部活動に係る活動方針

弘前市立第二中学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校は、部活動を通して、知識・技能の習得のみならず、生涯にわたってスポーツや芸術文化等の活動に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

2 運営方針

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通理解の上で活動を進める。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (3) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。

3 指導方針

- (1) 生徒の心身の健康及び安全管理の観点から、種目や分野の特性を踏まえた、短時間で効果が得られる指導に努める。
- (2) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (3) 生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。
- (4) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め、励ます肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にした指導に努める。
- (5) 体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。

4 休養日・活動時間

生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮し、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送り、多様な活動に取り組む機会を得ることができるよう「弘前市中学校期の部活動の指針」を踏まえ、本校では以下のように定める。

(1) 休養日について

ア 学期中の休養日の扱い

- ・週あたり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。

※大会参加等で週末の両日とも活動した場合は、休養日を月曜日に振り替えるものとする。

イ 長期休業中の休養日の扱い

- ・学期中（平日1日、週末1日の休養日）に準じた扱いとする

ウ テスト期間は部活動を行わない。

(2) 活動時間について

ア 学期中の活動時間

- ・平日の活動時間は、2時間程度とする。
- ・週末の活動時間は、3時間程度とする。

イ 長期休業中の活動時間

- ・長期休業中の活動時間は、学期中に準じて3時間程度とする。

ウ 生徒の退下完了時刻は、

4月から9月は午後6時30分、10月から3月は午後6時とする。

5 練習試合や大会・コンクール等への参加

ア 練習試合の実施回数や、学校として参加する大会数については、生徒の学校及び家庭生活や保護者の送迎等を考慮し、過度な負担とならないよう十分に配慮する。

イ 練習試合や大会・コンクール参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バス・タクシー等の利用、もしくは、保護者の自家用車を原則とし、教職員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

6 設置する部活動

(1) 常設部

野球部、ソフトボール部、サッカー部、ソフトテニス部、陸上競技部、卓球部、バスケットボール部、バレーボール部、バドミントン部、吹奏楽部、演劇部、創作活動部、総合文化部、二中太鼓部

(2) 特設部

水泳部、応援部

7 運営・指導上の留意点

(1) 年間計画及び毎月の活動計画等の作成にあたっては、次の点に留意する。

ア 年間の活動計画については、学校で策定する「部活動に係る活動方針」をもとに作成するとともに、校長の承認を得た上で、保護者に説明、配付する。

イ 毎月の活動計画については、毎月20日をめどに翌月の活動計画を作成し、校長、教頭から承認を得る。また、承認を得た活動計画の原本は、ファイルに綴じて教頭前の棚に保管し、全職員が共有できるようにする。

ウ 実績報告書については、月末に作成し、校長、教頭に提出する。また、確認後は、事務に原本を渡し、写しをファイルに綴じて保管する。

(2) 部活動の必要経費として保護者から集金する際は、保護者会の承認を得て徴収してもよい。

ただし、必ず保護者による会計監査を2名以上置くこと。また、年1回会計報告を学校に提出し、校長、教頭から承認を得る。

(3) 外部指導者については、顧問の教諭と連携・協力しながら部活動のコーチ等として技術的な指導を行う。ただし、外部指導者は、校長の承認を受け、校長から委嘱状を交付された者とする。また、部活動指導員については、文部科学省の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第4号）」に基づいて運用する。なお、部活動指導員は、校長の承認を受け、教育委員会から委嘱状を交付された者とする。

(4) 安全配慮については、教育委員会から配付されている冊子に従って、安全面に十分配慮しながら部活動を進めていく。生徒に怪我等があった場合は、速やかに校長、教頭に報告し、全教職員が連携して生徒の命を第一にした対応を進めていく。